

物 件 明 細

物件番号	所在地	吹田市岸部北四丁目131番8 外3筆の一部 (吹田市岸部北四丁目19番付近)	地目	ため池	交通 機関	JR東海道線 岸辺駅 北北西方 約1,100m	最低 使用料 (年額)	5,842,500円/年		
1	(住居表示)									
土地の概要					特記事項					
面積	使用許可対象面積 1,112.08 m ²				1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等、平面利用を想定していますが、プレハブ造等簡易構造物の設置は認めることとします。					
接面道路 の状況	北西側：市道・幅員約20.0m・舗装有・高低差無 南東側：市道・幅員約3.5m・舗装有・高低差無				2 対象地への車両等の出入りについては、吹田市及び吹田警察署と協議し許可を得て下さい。なお、対象地内のネットフェンス等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、茨木土木事務所と協議し、その整備に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問合せ先) 茨木土木事務所管理課 電話 072-627-1121(代) 吹田市土木部道路室 電話 06-6872-6114 大阪府吹田警察署交通課 電話 06-6385-1234(代)					
法令に 基づく 制限	市街化区域内				3 開発行為及び建築行為については吹田市と協議してください。また、南東側市道については、道路後退が必要となる場合がありますので、併せて協議してください。 (お問合わせ先) 吹田市都市計画部開発審査室 電話 06-6384-1231(代)					
	都市 計画法	用途地域	第二種住居地域							
		地域地区								
		建ぺい率	60%	容積率						200%
その他の 法令等	・都市計画法(都市計画道路 豊中岸部線区域内) ・建築基準法				4 雨水排水については、開発行為等に関する協議と併せて吹田市と協議してください。 (お問合わせ先) 吹田市下水道部水循環室 電話 06-6384-2068					
その他条件					5 対象地西側に大阪ガスのガス本管が埋設されていますので、建築物等の工事にあたっては、大阪ガス株式会社北東部導管部と協議してください。 (お問合わせ先) 大阪ガス(株)導管事業部北東部導管部保全チーム他工事北部グループ 電話:072-671-4284(代)					
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号						
	公営 水道	本管	引込管	吹田市水道部工務室						
		有(対象地内)	有	06-6384-1251(代)						
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)大阪北支社北摂営業所						
		無※特記8参照	有	0800-777-8015(代)						
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター							
	有(対象地内)	有	06-6202-2141							
公共 下水道	本管	引込管	吹田市下水道部水循環室							
	有(対象地内)	有	06-6384-2068							
					6 対象地中央部及び南西部に、Φ1100mmとΦ150mmの公共下水管が埋設されています。また、北東側の隣接地との境界に沿って、北側池の排水管が埋設されていますので、吹田市と協議してください。また、下水道法第24条による許可を受けて下水道施設を利用する場合は、受益者負担金を納付する必要がありますので、併せて協議してください。 (お問合わせ先) 吹田市下水道部水循環室 電話 06-6384-2068					
					7 対象地に水道マンホール3箇所とΦ150mm及びΦ200mmの水道管が埋設されていますので、吹田市と協議してください。 (お問合わせ先) 吹田市水道部工務室 電話 06-6384-1251					

特記事項

- 8 対象地の前面に電気施設はありません。引き込みについては、関西電力株式会社と協議してください。なお、対象地には現使用者による配電線及び引込柱があります。
(お問合わせ先)
関西電力株式会社大阪北支社北摂営業所 電話 0800-777-8015(代)
- 9 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 10 平面図における、地下埋設物及びマンホールの位置については、おおよその位置を示しています。詳細については各事業者にお問合せください。
- 11 対象地は、過去の公募により落札された現使用者がいます。現使用期間は最長で平成29年8月19日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は平成29年8月20日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日までに予め現使用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。

(1)位置図 (物件番号:第1号)



